

4章 環境の保全と創造の施策の展開

ここでは、市が取り組んでいく施策と、市民・事業者が日常生活や事業活動を営むうえで、それぞれの立場において環境に配慮すべき指針を示します。

■本章の構成

本章では、市が主体となって取り組んでいく施策について、体系的に整理するとともに、行政施策と関連して、市民・事業者の配慮すべき指針を示しています。

また、各取り組みを複合的に組み合わせて重点的に取り組んでいく施策について示しています。

1. 環境の保全と創造するための施策

3章で示した望ましい環境像の実現に向けて、4つの基本目標と8つの基本方針に沿って市が取り組んでいく施策について体系的に整理しました。

2. 各主体別の配慮指針

日常生活や事業活動を営むうえで、市民や事業者がそれぞれの立場において環境に配慮すべき行動の指針について整理しました。

3. 重点施策

「1. 環境の保全と創造するための施策」で示した行政施策の中で、特に力を入れて取り組む行政施策として地域環境の取り組みの最小単位である「地域コミュニティ」、生活基盤保全、生業と関わりの深い「農業とエコツーリズム」、そして、循環型社会の構築と環境に負荷を与えないエネルギー利用のための「各主体別のエコライフ」の3つのテーマを位置付け、行政施策の主な取り組みを複合的に組み合わせ、優先的に取り組んでいくべき重点施策として位置付けました。

- (1) 地域コミュニティづくり
- (2) 農地・水環境の保全とエコツーリズム
- (3) エコライフの推進

1. 環境の保全と創造するための施策

市が取り組んでいく施策について、次頁に体系図を示し、以降に施策の方向性別に主な取り組みの内容を示します。

4章 環境の保全と創造の施策の展開



【重点1】
地域コミュニティづくり
ア. コミュニティ支援
イ. 健康増進と地域管理の支援
ウ. 歴史・文化の継承と世代間交流の推進

【重点2】
農地・水環境の保全とエコツーリズム
ア. 環境に配慮した営農活動の支援
イ. 健全な水環境づくり
ウ. エコツーリズムの推進

【重点3】
エコライフの推進
ア. 廃棄物の適正処理と資源循環の推進
イ. 新エネルギーの利活用促進と省エネルギーの推進

※太字は重点プロジェクトにかかわる取り組みです。

■目標Ⅰ：先人から引きついできた『ふるさと栗原』の自然・文化を継承するまち

(1) 基本方針1：自然と共生した生活基盤の維持と安心できる生活環境の確保

① 施策の方向性：Ⅰ-1-A

農林業における環境に配慮した生産基盤の維持と 里山の利活用の推進及び個性ある美しい景観の保全

地域で育まれてきた自然と集落が調和した美しい景観と街並みを維持していくため、森林、農地や緑地などの環境資源を市民とともに守り、活用していく取り組みを推進します。

ア. 環境保全に向けた営農活動支援

農地・農業用水等の保全向上に関する地域活動、農業者ぐるみの環境保全に向けた先進的な営農活動を支援します。

- ・農地・水・環境保全向上対策事業（農業政策推進室）
- ・遊休農地対策としてのパトロールの強化（農業委員会）
- ・環境配慮型農業の推進（農林振興課）

イ. 中山間地域での営農活動支援

水源を守り、景観を保全するなど中山間地域での多様な機能を確保するための営農活動を支援します。

- ・中山間地域等直接支払交付金交付事業（農林振興課）
- ・休耕地・荒廃農地の利活用促進（農林振興課）

ウ. 森林整備活動の支援

森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援します。

- ・森林整備地域活動支援交付金事業（農林振興課）
- ・植林地の適正管理（農林振興課）
- ・森林の皆伐の抑制、皆伐地区の再生林の支援（農林振興課）

エ. 個性ある景観の保全

自然と調和した美しい景観や街並みを、市民や事業者等と連携して保全します。

- ・市民団体等と連携した違反広告物の除却活動の推進（建設課）
- ・景観保全のための仕組みづくりの検討（環境課、都市計画課）

② 施策の方向性：I-1-B

豊かな自然に恵まれた魅力ある生活環境の創造

豊かな自然を享受した質の高い暮らしをおくることができる生活環境づくりを推進します。

ア. 自然と共生しながら質の高い暮らしを可能とする環境基盤整備

ゆとりある生活をおくるための生活環境を整備します。

- ・ダム周辺環境整備事業（商工観光課）
- ・環境美化運動の推進（市民課、環境課、建設課）

イ. 公園、緑地の整備

身近な生活空間において公園、緑地等の整備に取り組みます。

- ・都市公園、河川公園等の公園整備
（農村整備課、商工観光課、建設課、都市計画課）
- ・道路の緑化、植栽整備（建設課）
- ・公共施設における緑化の推進（管財課）
- ・自然と共生する住環境整備（建築住宅課）



③ 施策の方向性：I-1-C

健全な水環境の確保

市民の暮らしを豊かなものにするために、自然環境を保全しながら、適切な利水環境の構築を推進し、自然災害に強い地域づくりを推進します。

ア. 安定した生活用水の供給

浄水施設、配水施設を整備し、清浄な生活用水の安定供給を継続します。

- ・石綿セメント管更新事業（水道課）
- ・老朽配水管布設替事業（水道課）
- ・未普及地域解消事業（水道課）

イ. 生活排水の適切な処理

くりはら水環境再生計画に基づき水環境を保全する污水处理施設（公共下水道、農業集落排水）の整備を推進します。

また、市設置型戸別浄化槽の設置普及と個人設置型浄化槽設置への助成を行います。

- ・公共下水道事業（下水道課）
- ・農業集落排水事業（下水道課）
- ・戸別浄化槽設置事業（下水道課）
- ・浄化槽整備事業（下水道課）

ウ. 清らかな水環境の保全

ダム湖や伊豆沼・内沼などの現在環境基準を達成していない湖沼について、水質改善に努めるとともに、生活排水や産業排水などの処理に関して、市民や事業者に対する指導を行います。

- ・山林、河川敷等への廃棄物不法投棄の防止
（環境課、農林振興課、建設課、警防課）
- ・伊豆沼・内沼自然再生事業（環境課）

エ. 自然災害に強い地域づくり

森林の水源涵養機能を十分に活かすとともに、周辺環境に配慮した河川整備を行うことにより洪水や土砂流出などの自然災害に強い地域づくりを推進します。

- ・広葉樹の植林、森林の維持管理（農林振興課）
- ・自然に配慮した河川整備（建設課）

④ 施策の方向性：I-1-D

安全・安心な生活環境の保全

大気環境の保全や土壌汚染の改善及び騒音、振動、悪臭等の低減に努めるとともに、市民や事業者における有害化学物質の認知度を高め、事前にリスク回避することにより、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を目指します。

ア. 公害防止対策の推進

事業者に対し、大気・土壌・水質汚染物質の排出抑制に関して、法律に基づく規制基準の遵守について指導します。

道路や鉄道の交通騒音や事業者等からの騒音・振動・悪臭、近隣騒音について、事業者や市民に対し、意識啓発や指導を行います。

- ・漏油等による水質事故防止対策（環境課、農林振興課、建設課、警防課）
- ・事業者等に対する指導（環境課、畜産園芸課）
- ・道路、鉄道騒音に対して、遮音壁の設置などの対策（建設課）

イ. 有害化学物質対策の推進

化学物質による環境リスク（化学物質が、環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれ）について情報収集し、事業者、市民に周知するとともに、有害化学物質の使用抑制の指導を行います。

- ・リスクコミュニケーションの推進（環境課）
例）洗剤と化学物質、農薬と化学物質など
- ・P R T R制度を活用した事業者との安全協定等の締結（環境課）
- ・ダイオキシン類、有害水質汚染物質対策（環境課）

(2) 基本方針2：生物の多様性の確保

① 施策の方向性：I-2-E

森林、農地及び緑地の保全

森林、農地及び緑地を保全するため、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と連携し、かつ市民、事業者、滞在者及び民間団体の参加又は協力を得て推進します。

ア. 身近な森林、農地及び緑地の保全

森林、農地及び緑地の持つ大気浄化能力や豊かな自然生態系が私たちの生活に安らぎと潤いを与えてくれることから、人と自然との共生を図る場として、積極的に保全します。

また、人工林や二次林、農地やため池などの環境を維持し、里地里山固有の生態系の保全に努めます。

- ・人工林や里山の適正管理の推進（農林振興課）
- ・ため池の維持管理の推進（農村整備課）
- ・森林保育、植林による造林の推進（農林振興課）



② 施策の方向性：I-2-F

多様な生物の生息空間の確保

河川・湖沼などの水辺環境や国定公園を始めとした自然植生が現存する森林環境を保全し、生物の生息空間の確保と野生動植物の保護等により生物の多様性の確保に努めます。

ア. 健全な生態系の保全

森林の適正な管理を推進し、様々な樹種・林層からなる森林の形成を図り、多様な生物の生息空間の確保に努めます。

また、伊豆沼・内沼や河川、ため池などの水環境を保全し、湿生植物の多様性の確保や魚類、水生動植物、渡り鳥などの生息空間の確保に努めます。

さらに、国定公園や自然環境保全地域などの法規制区域内の自然環境の保全に努めます。

- ・自然環境調査の実施（環境課）
- ・伊豆沼・内沼自然再生事業（環境課）

イ. 野生動植物の保護対策

市で保護すべき野生動植物のリストを作成し、保護管理の検討を行うとともに、関連団体等と連携して保護活動を推進します。

- ・栗原版レッドデータブックの作成（環境課）
- ・自然保護活動等を行う団体等とのネットワークづくり（環境課、農林振興課）



(3) 基本方針3：自然や文化的資源を活かした環境学習機会の創出

① 施策の方向性：I-3-G

豊かな自然とのふれあいの創出

豊かな自然とふれあう機会の拡充により、自然体験を通して『強く生きる力』を育てます。

ア. 水と親しむ地域の形成

河川公園などの親水空間以外に、河川敷やため池及び用水路など、身近な親水空間を積極的に利用して、水と親しむ機会の創出を図ります。

- ・河川公園、親水公園の整備（商工観光課、都市計画課）
- ・ため池等を活用した生き物調査（環境課、農村整備課）

イ. 自然体験プログラムの充実

栗原の自然を活かした学習機会の提供や健康づくりを推進します。

- ・親と子の自然ふれあい事業（社会教育課）
- ・エコツーリズムの推進（環境課、商工観光課）
- ・自然体験活動団体との連携、団体リストの作成（環境課、農林振興課）
- ・自然環境を活用した健康づくり（健康推進課）

ウ. 栗原らしい環境学習の推進

自然体験、地域間交流等実体験に基づいた学習を推進するため、関係機関と連携して次代を担う子どもたちの環境学習機会の創出を図ります。

- ・民間企業を含む関係機関との連携による環境学習の充実
（環境課、商工観光課、学校教育課）
- ・環境副読本の活用（学校教育課）

② 施策の方向性：I-3-H

自然と共生してきた生活・文化の継承

身近にある歴史や文化、地域の個性ある風土を理解する機会を提供することで、市民一人ひとりの郷土意識の醸成と次世代への継承を図ります。

ア. 歴史や文化を学習する機会の充実

自然と関わりの深い地域の歴史や文化を知り、学び、実践する機会の拡充を図ります。

- ・地域の個性ある風土を理解する機会の提供
(田園観光都市室、社会教育課、文化財保護課)

イ. 歴史や文化の継承支援

地域に根差し守り継がれてきた歴史や文化の保存・継承及び後継者の育成を支援します。

- ・自然と共生した生活・文化に関わる情報の収集 (社会教育課、文化財保護課)
- ・歴史・文化の継承支援事業 (文化財保護課)

ウ. 先人の知恵や地域の食文化の継承と世代間交流の場の提供

地域の歴史や郷土文化など、先人が培ってきた自然との共生文化を次代へ継承していくため、多世代の参加・協力による世代間の交流を進めます。

そのため、地域の歴史や郷土文化を学習する機会を創出し、地域での活動の場の確保に努めます。

- ・「栗原の達人」等人材リストの作成 (田園観光都市室、社会教育課)
- ・多世代参加型の交流イベントの開催 (社会教育課)
- ・食育推進事業 (健康推進課)

■ 目標Ⅱ：すべての人の参加により持続的に資源が循環するまち

(4) 基本方針4：資源やエネルギーを大切にした循環の仕組みづくり

① 施策の方向性：Ⅱ-4-1

廃棄物の適正処理と資源循環の推進

昨今のライフスタイルの変化等に伴い、廃棄物の排出量が増加し、環境負荷が高まっていることから、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環による利用を推進するとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用（グリーン購入）を促進します。

また、廃棄物の不法投棄の防止対策を推進します。

ア. 資源循環システムの構築

廃棄物の分別の徹底、減容化・減量化、リサイクルを行い、資源循環型社会の構築を推進します。

- ・ 汚泥のリサイクル処理（水道課、下水道課）
- ・ 建設廃棄物の再資源化（建設課）
- ・ 地域内における環境産業の拡充（商工観光課）
- ・ グリーン購入の推進（管財課、環境課）
- ・ リサイクル商品等の情報管理・情報発信（環境課）
- ・ 市内商店と連携したマイバッグ持参運動（環境課）
- ・ 農業用廃プラスチックの適正処理（農林振興課）

イ. 市民の環境意識の向上

アルミ缶やスチール缶、空きビンなど、再生使用が可能な資源回収の促進及び一般廃棄物の減量化を推進するため、各種イベント等で啓蒙活動を実施し、循環型社会の構築に向け、市民の環境意識の向上を図ります。

- ・ 市内商店と連携したマイバッグ持参運動（環境課）
- ・ 環境関連イベントの実施（環境課）
- ・ 廃食用油のリサイクル（環境課）
- ・ 市民セミナー等を活用した分別収集の徹底（環境課）
- ・ 廃棄物処理基本計画の策定（環境課）

ウ. 廃棄物の不法投棄及び不適正処理防止対策の推進

廃棄物の不法投棄の防止や不適正処理の防止対策を推進します。

- ・ 不法投棄の監視の強化（環境課）
- ・ パトロールや、市民・事業者との連携による監視の促進（環境課）

② 施策の方向性：Ⅱ-4-J

**再生可能なエネルギーの利活用、省エネルギーの推進
及び地球温暖化防止対策の推進**

豊かな自然環境やさらには地球全体の環境を保全するため、再生可能なエネルギーの利活用と省エネルギー等による地球温暖化防止対策を推進します。

ア. 新エネルギーの利活用

自然と共生する環境共生社会を実現するために、新エネルギーの開発や活用を積極的に支援します。

- ・バイオマスの有効利用の検討（企画課、環境課、畜産園芸課）
- ・廃食用油の利活用（環境課）
- ・公共施設での新エネルギーの利活用の推進（環境課）
- ・バイオマス等未活用エネルギー事業調査（畜産園芸課）
- ・クリーンエネルギー公用自動車の導入（管財課）

イ. 省エネルギーの推進

地球温暖化等の地球規模の環境問題、資源の枯渇等のエネルギー問題解決のため、省エネルギー対策を推進します。

- ・省エネ行動の推進（環境課）
- ・公共施設における省エネルギー機器の導入推進（管財課）

ウ. 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止のため、CO₂等の温室効果ガスの排出抑制対策を計画的に推進します。

- ・地球温暖化対策推進実行計画の策定（環境課）

(5) 基本方針5：環境にやさしい産業の創出

① 施策の方向性：Ⅱ-5-K

環境保全型産業の展開による高付加価値化の推進

市内生産品の付加価値を高めるため、各産業における消費者ニーズに対応した新たな取り組みを支援するとともに、生産、加工、流通・販売の各分野が環境に配慮しながら連携する仕組みをつくることで「売れる商品づくり」を支援します。

ア. 環境に配慮した農産物づくり

資源循環型・環境保全型農業を確立します。

- ・エコファーマーの育成（農林振興課、畜産園芸課）
- ・特別栽培米（環境保全米）作付奨励支援事業（農林振興課）
- ・冬水たんぼの取り組みの支援（農林振興課）

イ. 環境保全をテーマとした生産者と消費者の顔の見える関係づくり

消費者との交流を通して、消費者ニーズを把握する仕組みをつくとともに、環境保全をテーマとした価値観を消費者と生産者がともにつくる取り組みを支援します。

消費者が農産物を選ぶ際に重視しているもの

順位	内容	順位	内容
1位	味（おいしさ）	5位	食品栄養価の高さ
2位	価格	6位	色・形の良さ
3位	産地	7位	生産者との顔の見える関係
4位	無農薬・低農薬	8位	生産者の地域環境保全への取り組み状況

出典：平成18年度 市民アンケート調査

- ・環境保全型農業の体験、味覚体験の支援（農林振興課）
- ・エココミュニティビジネスの支援（市民課）
- ・直売所、加工施設の整備（農林振興課）

ウ. 耕畜連携の支援による循環型農業形成の支援

生産、加工、流通・販売の一体化を支援し、高付加価値化に必要な条件整備を行います。

- ・資源リサイクル畜産環境整備事業（畜産園芸課）
- ・耕畜連携循環型農業支援事業（畜産園芸課）
- ・エネルギー作物の検討（畜産園芸課）

② 施策の方向性：Ⅱ-5-L

産学官連携の構築

環境関連企業や既存の事業者との連携のため、研究や協議の場を設け、産学官の連携を促すとともに、エコタウンプラン等を推進します。

ア. 産学官連携の推進及び支援

ゼロエミッションの意識啓発と機運の醸成を図るため、地域内企業の連携や共同研究の支援のほか、環境保全活動や環境産業の先進事例等をテーマとした研修等を実施します。

- ・地域内、県内外の先進事例の視察研修の実施（商工観光課）
- ・企業見学会の開催（商工観光課）
- ・協議会や共通のテーマを持った研究協議の場の設置（商工観光課）
- ・協議会等のネットワーク化（商工観光課）
- ・共同研究の支援（環境課、商工観光課）

イ. エコタウンプラン等の推進

ゼロエミッション型産業や環境関連産業への既存企業の誘導並びに新規立地に関する支援をします。（立地に関わる合意形成支援、技術的支援の斡旋等）

- ・エコタウンプランの市全体への拡大推進（環境課）
- ・既存企業への環境配慮型企業への誘導（環境課、商工観光課）
- ・環境をコンセプトにした企業の誘致（環境課、商工観光課）

■ 目標Ⅲ：地球的・広域的取り組みを積極的に推進するまち

(6) 基本方針6：エコツーリズムを活かした広域的なパートナーシップの形成

① 施策の方向性：Ⅲ-6-M

環境と関わりのある地域資源の掘り起こしと、 周辺観光地や市外の環境活動団体との連携による交流の拡大

豊かな自然を中心とした観光資源や地域の隠れた魅力の発掘などの観光を切り口として、環境に関する取り組みを推進していきます。

また、隣接地域とも連携して広域的な観光ルートを形成し、栗原の魅力を発信することで交流人口を拡大し、交流を通じた地域環境の保全を図ります。

ア. 田園観光都市の創造

地域資源を活かし、農林業、商業、観光が手をつないだ田園観光都市づくりを推進します。

また、近隣地域との連携の中で、地域資源を活かした個性あるまちづくりを目指します。

- ・ 田園観光都市創造事業（田園観光都市室）

イ. 快適な観光資源の拡充

自然環境と豊富な観光資源を活用し、来訪者やリピーターの確保に努めます。

- ・ 交流農園を活用した広域的交流の推進（農林振興課）
- ・ 自然を活かした体験ツアーの推進（環境課、商工観光課）

ウ. 観光情報の発信

観光客のニーズに対応し、地場産品や自然環境の魅力をパンフレット、ホームページ等を通じて発信します。

- ・ 観光広報事業（商工観光課）

② 施策の方向性：Ⅲ-6-N

自然環境の豊かさを共有できる都市圏との交流の推進

恵まれた自然環境と農山村文化の豊かさを都市住民と共有できるよう、自然体験や農林業体験機会を提供するなど受け入れ体制を整え、交流居住の推進による地域の活性化を目指します。

また、それぞれの地域で独自に取り組んできた地域づくりの実践を尊重し、個々のコミュニティの連携が頻繁に行われることによって、さらに地域が活性化し、個性あるコミュニティが市全体を形成する姿を目指します。

ア. 農林業・農村体験の充実

都市圏との交流推進のため、受入体制を整備し、農林業・農村体験機会の充実を図ります。

- ・農林業従事者との連携（農林振興課）
- ・くりはらツーリズムアカデミー事業（農林振興課）

イ. 新規居住者の確保支援

市への定住促進を図るため、新規居住希望者への情報提供等の支援を行い、都市住民の交流居住・新規就農を推進します。

- ・U J I ターンの推進（空き家情報、新規就農支援、雇用の場の確保）
（企画課、農林振興課）
- ・助成制度の設立（農林振興課、商工観光課）

ウ. 地域資源の活用支援

都市住民との交流を通じて、地域資源や農産品の価値を見出し、活用する取り組みを支援します。

- ・くりはら輝かせ隊、くりはら磨き隊の活用（田園観光都市室）

エ. 地域で行われるイベントや取り組みの支援

各地域で実施している独自の取り組みを積極的に支援します。

- ・地域での独自の取り組みへの支援（市民課）
- ・祭りやイベントへの支援（商工観光課）

オ. コミュニティや団体の連携構築

都市圏との連携・交流促進のため、市民とコミュニティ間の交流や地域づくりなどの情報交換を推進します。

- ・コミュニティ連携の仕組みづくりの検討（市民課）

(7) 基本方針7：地球規模の環境保全への積極的な参画

① 施策の方向性：Ⅲ-7-0

総合的な環境情報の発信

環境の現状や地域で様々な環境に関わる活動を行っている団体とその取り組み、環境に関わるイベント等の情報を積極的に発信します。

ア. 国際交流による情報の共有化

地球温暖化の防止、オゾン層の保護、その他の地球環境の保護に関わる国際的なさまざまな活動に参加し、交流を深めるとともに、情報を共有化していきます。

- ・ラムサール条約登録地としての取り組み（環境課）

イ. 気候変動に関わる地域環境情報の収集・発信

地球規模の環境問題についてさまざまな環境情報を収集するとともに、気候変動に関わる地域内の環境情報の収集、発信を行います。

- ・環境モニタリング（環境課）



② 施策の方向性：Ⅲ-7-P

生活環境との繋がり理解促進

一人ひとりの生活の影響と急速に変動しつつある地球環境との関係の理解を深め、自らの問題として環境に取り組む市民の育成を図ります。

ア. 市民・事業者及び滞在者の意識啓発

今日の環境問題は日頃の経済活動や日常の生活に起因することから、経済活動のあり方やライフスタイルについて、環境への負荷の低減の観点から人と環境との関わり方などの基本的な知識の啓発を行います。

- ・環境関連イベントやキャンペーンなどによる啓発活動の実施（環境課）



■ 目標Ⅳ：自立したコミュニティが環境を創造するまち

(8) 基本方針8：コミュニティを核とした推進体制づくり

① 施策の方向性：Ⅳ-8-Q

環境意識の高い栗原型コミュニティづくりの推進

従来からの組織の維持が困難になりつつある地域を活性化するため、その基盤となるコミュニティの構築を推進し、市民が互いに助け合い、身近な近所づきあいをを感じるまちづくりを目指します。

また、自分たちが暮らす地域内の環境に関わる問題は自ら考え解決策を見出す気概を高め、自発的な環境活動ができるよう支援します。

ア. 自治組織における地域別行動計画の仕組みづくりと策定支援

行政区を単位とする「自治会」と小学校区を単位とする「コミュニティ推進協議会」の組織を構築し、地域活動を強化します。

「自治会」や「コミュニティ推進協議会」が自主的に活動するために必要な支援を行い、活発な地域活動を推進します。

また、活動拠点となる集会所等の維持などに支援を行います。

- ・ 地域別行動計画の仕組みづくりと策定支援（市民課、環境課）
- ・ 地域活動に対する一括交付金による助成（市民課）

イ. 流域圏意識をもったコミュニティづくりの推進

「コミュニティ推進協議会」を基礎として、流域単位での組織化を推進します。

- ・ 山間地と市街地との交流の支援（市民課、環境課）
- ・ 都市と農村の交流の支援（市民課、環境課）
- ・ 流域単位での取り組みの支援（市民課、環境課）

ウ. 家庭や学校における環境率先行動の推進

家庭や学校における日常のあらゆる場面において、エコライフや環境保全を視点とした取り組みを進めることにより環境意識の高揚を促し、環境への関心を高め、市民の環境意識の啓発を図ります。

- ・ 学校での環境率先行動の実施（学校教育課）
- ・ 家庭での環境家計簿の取り組み推進（環境課）

② 施策の方向性：Ⅳ-8-R

**市民参加の促進と環境に関わる市民活動団体との
パートナーシップの構築**

市民が主体的にまちづくり活動に参画し、公益的サービスを担う主体として、市との対等なパートナーシップに基づき行動する市民活動団体を支援します。

また、市民活動団体（テーマコミュニティ）の充実により、市民参加の機会を創出します。

ア. 環境に関わる市民活動団体の活動及び広報支援

公益的サービスを市民自らが担い、サービスを提供するための支援を行うほか、福祉や地域づくりなど、それぞれの分野で活動する団体間の連携や情報交換を支援します。

- ・市民活動団体への支援（市民課）

イ. 人材・組織の育成

将来の環境活動の担い手育成を推進します。

- ・市民協働活動の推進（市民課）
- ・環境サポーターの育成（環境課）
- ・「くりはらの財（たから）」人づくり共育事業（社会教育課）

ウ. 環境に関わる市民活動団体と自治組織とのパートナーシップ形成の支援

対等のパートナーシップで、市とともに公益的サービスを担う市民や団体を育成します。

また、NPOやボランティア団体、市民活動を行う市民の活動拠点の充実を図ります。

さらに、市及び自治組織とNPOやボランティア団体が連携して実施する事業への協力、支援を行います。

- ・市民活動団体の連携支援（市民課）

2. 各主体別の配慮指針

栗原市の目指す将来像【人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造】を実現するために、市は前節に掲げる施策を展開していきますが、これとともに市民及び事業者それぞれの自主的かつ積極的な取り組みが必要不可欠となります。

ここでは、日常生活や事業活動を営むうえで、市民や事業者がそれぞれの立場において環境に配慮すべき行動の指針を以下に示しますので、各主体ごとに出来る範囲で取り組んでいきましょう。

なお、市は環境施策を実施する機関であるとともに、各種の製品やサービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理など、消費者（市民）や事業者としての活動も行っています。従って、市も率先して市民や事業者の環境に配慮すべき指針の実践に努めます。

主体別環境配慮指針

基本方針	施策の方向性	市の主な取り組み	主な配慮すべき行動	
			市民	事業者
1. 自然と共生した生活基盤の維持と安心できる生活環境の確保	A. 農林業における環境に配慮した生産基盤の維持と里山の利活用の推進及び個性ある美しい景観の保全	ア. 環境保全に向けた営農活動支援 イ. 中山間地域での営農活動支援 ウ. 森林整備活動の支援 エ. 個性ある景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽活動へ積極的に参加しましょう。 ・家の建て替えの際には周辺の景観との調和に配慮しましょう。 ・清掃活動へ積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の環境保全機能に留意し、農地の維持管理に努めましょう。 ・農薬や化学肥料等の使用削減や適正使用、堆肥の利用などについて、GAP手法を導入し、環境保全型農業に努めましょう。 ・有機農業を推進し、農業生産に由来する環境負荷の低減に努めましょう。 ・植栽活動に参加や協力をしましょう。 ・清掃活動に参加や協力をしましょう。 ・施設的设计・建設時や看板等の設置に際しては、周辺景観との調和に配慮しましょう。 ・違法な屋外広告物の除却活動に参加や協力をしましょう。
	B. 豊かな自然に恵まれた魅力ある生活環境の創造	ア. 自然と共生しながら質の高い暮らしを可能とする環境基盤整備 イ. 公園、緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や河川、道路の清掃等、地域の環境保全活動へ積極的に参加しましょう。 ・草刈りやごみ拾いなど公園の衛生管理に積極的に協力しましょう。 ・公園の樹木や街路樹を大切にしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境保全活動に参加や協力をしましょう。 ・事業所や工場等の敷地内の緑化に努めましょう。 ・公園の維持管理に参加や協力をしましょう。
	C. 健全な水環境の確保	ア. 安定した生活用水の供給 イ. 生活排水の適切な処理 ウ. 清らかな水環境の保全 エ. 自然災害に強い地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤の使用量を減らすなど、日常生活の中で水をできるだけ汚さないように努めましょう。 ・公共下水道との接続や、戸別浄化槽の設置を積極的に行いましょう。 ・河川や湖沼等の環境保全活動へ積極的に参加しましょう。 ・植栽活動へ積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業排水を適正に処理しましょう。 ・河川や湖沼等の環境保全活動に参加や協力をしましょう。 ・植栽活動に参加や協力をしましょう。 ・駐車場などを舗装するときには、透水性舗装の採用に努めましょう。
	D. 安全・安心な生活環境の保全	ア. 公害防止対策の推進 イ. 有害化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケやペットの鳴き声など、日常生活による生活騒音の防止に努めましょう。 ・住宅地内での不必要なアイドリングや警笛の使用を自粛しましょう。 ・野焼きをしないなど、大気汚染、悪臭、有害化学物質などの発生防止に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設からの排出ガス対策を徹底し、大気汚染を防止しましょう。 ・工事などで使用する機械は低騒音型のものを採用しましょう。 ・環境管理、環境監査を積極的に推進し、環境に関する情報提供に努めましょう。（例：ISO14001、みちのくEMS） ・建設作業騒音、自動車騒音など事業活動に伴う騒音の低減に努めましょう。 ・防音壁の設置、緩衝空間の確保などにより、騒音の発生防止に努めましょう。 ・事業活動に伴う悪臭対策を強化し、悪臭の発生防止に努めましょう。 ・P R T R法に基づき、化学物質の適正使用・適正管理に努めましょう。 ・有害化学物質を使用しない工程への変更に努めましょう。

基本方針	施策の方向性	市の主な取り組み	主な配慮すべき行動	
			市民	事業者
2. 生物の多様性の確保	E. 森林、農地及び緑地の保全	ア. 身近な森林、農地及び緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の雑木林や河川、ため池等の水辺などを身近な自然とふれあう場として守っていくよう努めましょう。 ・緑の羽募金等を通じて、自然環境の保全に貢献しましょう。 ・上流域の森林の持つ公益的機能を十分認識し、流域内の住民の交流を通じて、森林づくりの取り組みに積極的に参加しましょう。 ・植栽活動へ積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の環境保全機能に留意し、農地の維持管理に努めましょう。 ・持続的な森林経営に努めるなど適正に森林を維持管理するとともに、荒廃した農地の有効活用に努めましょう。 ・森林の公益的機能の維持と増進に努めましょう。
	F. 多様な生物の生息空間の確保	ア. 健全な生態系の保全 イ. 野生動植物の保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の生態系に配慮し、自然公園内へのペットの連れ込みを自粛するなど、野生動植物の生息環境の保全に努めましょう。 ・ブラックバスなどの外来生物は放流しないようにしましょう。 ・野生動植物の保護・採集や生息、生育地域への立ち入りを自粛し、地域に生息や生育する野生動植物を大切にしましょう。 ・身近な動植物を大切にし、生息や生育環境の保全に努めましょう。 ・貴重な野生植物は採取しないようにしましょう。 ・自然観察会や自然保護活動などへ積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定や事業の実施にあたっては、自然環境への配慮を徹底しましょう。 ・土木建設工事に当たっては、土地の改変面積、土工量、建造物の規模等について、自然環境への影響をできるだけ少なくするとともに表土の復元、保全エリアの設定等を行い、野生動植物の生息や生育環境に配慮しましょう。 ・各種開発事業等を実施する際には、自然や野生動植物の生息や生育環境への配慮に努めましょう。 ・自然保護活動への積極的な参加や協力に努めましょう。
3. 自然や文化的資源を活かした環境学習機会の創出	G. 豊かな自然とのふれあいの創出	ア. 水と親しむ地域の形成 イ. 自然体験プログラムの充実 ウ. 栗原らしい環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・森林や緑地、身近な親水空間などと積極的に触れ合い、散歩などを通じて健康づくりに努めましょう。 ・登山、ハイキングなどを通じた自然との心豊かなふれあいに努めましょう。 ・自然観察会など自然体験型イベント等へ積極的に参加しましょう。 ・市などが主催する環境学習や環境ボランティアに積極的に参加し、環境との関わりについて理解を深めましょう。 ・市や事業者、NPO、市民団体等が主催する環境に係るイベント等へ参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保養施設の活用など自然とふれあう機会づくりを積極的に進めましょう。 ・企業の人材や情報を活用し、環境学習の支援を行いましょう。 ・従業員に対し、環境保全に関する研修を行い、事業所内の環境に対する意識の向上を図るよう努めましょう。 ・社内での環境問題対策組織を設置し、環境問題に対する意識啓発を行いましょう。
	H. 自然と共生してきた生活・文化の継承	ア. 歴史や文化を学習する機会の充実 イ. 歴史や文化の継承支援 ウ. 先人の知恵や地域の食文化の継承と世代間交流の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と関わりの深い地域の食文化を再認識し、次の世代に継承していきましょう。 ・文化財や遺跡の保全に積極的に協力しましょう。 ・自然環境を利用した健康づくりに努めましょう。 ・歴史・文化を理解するイベントに積極的に参加しましょう。 ・食べ残しを出さないように心がけましょう。 ・市や事業者、NPO、市民団体等が主催する環境に係るイベント等へ参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の文化財や遺跡を保全しましょう。 ・歴史や文化を理解するイベントに積極的に参加や協力をしましょう。

4章 環境の保全と創造の施策の展開

基本方針	施策の方向性	市の主な取り組み	主な配慮すべき行動	
			市民	事業者
4. 資源やエネルギーを大切にしたい循環の仕組みづくり	I. 廃棄物の適正処理と資源循環の推進	<p>ア. 資源循環システムの構築</p> <p>イ. 市民の環境意識の向上</p> <p>ウ. 廃棄物の不法投棄及び不適正処理防止対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物には買い物袋を持参しましょう。 ・過剰包装や使い捨て製品の消費や使用を自粛し、家庭ごみの減量化に努めましょう。 ・生ごみの堆肥化など自家処理を進めましょう。 ・ごみの適正処理に努め、家庭でゴミを燃やさないようにしましょう。 ・アイドリングストップ運動に積極的に取り組みましょう。 ・空き缶やたばこのポイ捨て防止について、地域ぐるみでモラルの向上に努めましょう。 ・不法投棄防止パトロールなどへ積極的に参加しましょう。 ・不法投棄の防止対策に努めましょう。 ・ごみの分別の徹底に努めましょう。 ・資源の再使用・再利用に努めましょう。 ・環境に配慮した製品（エコマーク、グリーンマーク等の表示のある製品）の使用に努めましょう。 ・フリーマーケットなどを積極的に利用し、商品などのリユースやリサイクルに努めましょう。 ・市や事業者、NPO、市民団体等が主催する環境に係るイベント等へ参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の耐久性の向上や補修サービスの充実など、製品の長寿命化に努めましょう。 ・部品や容器などの規格化、標準化に努めましょう。 ・材料の無駄をなくし、廃棄物を少なくしましょう。 ・事業者間でリサイクルの連携体制を整備しましょう。 ・消費者との意見交換を行い、リサイクル活動に取り組みましょう。 ・再使用やリサイクルしやすい製品の開発や廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する技術開発を進めましょう。 ・不法投棄防止パトロールなどへの参加に努めましょう。 ・原材料や廃棄物などの適正な管理、処置に努め、環境汚染物質排出・移動登録制度（P R T R）を守りましょう。 ・排水や排気の処理施設の適正な維持、管理を徹底しましょう。 ・梱包や包装の簡素化をすすめましょう。 ・製品等が流通、消費、廃棄等で環境に与える影響について評価を行い、環境負荷の低減、省資源や省エネルギー、リサイクル等に努めましょう。 ・環境に配慮した製品（エコマーク、グリーンマーク等の表示のある製品）を積極的に取り扱きましょう。 ・廃棄物の発生抑制及び適正処理に努めましょう。 ・過剰包装等を自粛し、ごみの減量化を図りましょう。 ・繰り返し利用が可能な各種資材の使用に努めましょう。 ・廃棄物の排出抑制、分別排出及び再利用に努めましょう。 ・環境負荷の少ない資材の利用や、繰り返し使用による資源の有効利用を図りましょう。 ・廃棄物の減量及び適正処理を図るため、製品の再使用、回収・再生利用、適正処理などを考慮した生産～回収・処理システムの構築に努めましょう。 ・白色トレイや牛乳パックなどの回収拠点を店舗等へ設置しましょう。

基本方針	施策の方向性	市の主な取り組み	主な配慮すべき行動	
			市民	事業者
4. 資源やエネルギーを大切にしたい循環の仕組みづくり	J. 再生可能なエネルギーの活用、省エネルギーの推進及び地球温暖化防止対策の推進	ア. 新エネルギーの利活用 イ. 省エネルギーの推進 ウ. 地球温暖化防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な冷暖房温度の設定、こまめな消灯など電気、燃料を効率的に使用し、省エネルギー型のライフスタイルを実践しましょう。 ・新エネルギーなど環境にやさしいエネルギーへの理解を深め、積極的に利用しましょう。 ・外出や通勤にあたっては、自転車や公共交通機関など環境への負荷の少ない交通手段を積極的に利用し、特に短距離の移動には徒歩や自転車の利用に努めましょう。 ・住宅の建築にあたっては、採光や通気性に配慮しつつ、断熱材を効率的に利用するなどして、省エネルギーに努めましょう。 ・家電製品などの購入にあたっては、省エネルギー型の製品を積極的に導入しましょう。 ・マイカーを購入する際は、最新規制適合車や低公害車を選択するようにしましょう。 ・自動車を利用する際には、急発進・急加速、空吹かしを避け、アイドリングストップを実践するなど、環境に配慮した運転を心がけましょう。 ・太陽光などの新エネルギーを利用する製品・機器の使用に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光などの環境にやさしい新エネルギーを活用しましょう。 ・業務用車両として、低公害車や低燃費車両の導入を進めましょう。 ・自動車の運転に際しては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリングをなくすよう、従業員指導を徹底しましょう。 ・自動車の使用にあたっては、こまめな点検整備を行うことにより、二酸化炭素、窒素酸化物などの排出を抑制しましょう。 ・物流の効率化を図りましょう。 ・環境マネジメントシステムの導入を進めましょう。 ・環境への負荷の少ない商品の開発、販売に努めましょう。 ・住宅建設を希望している人に対して、省エネルギー型住宅に関する情報を提供しましょう。 ・生産ラインの省エネルギー化や排熱利用など、エネルギーの効率的な利用を積極的に進めましょう。 ・適正な冷暖房温度の設定、こまめな消灯など電気、燃料を効率的に使用しましょう。 ・脱フロン型生産体制の整備やフロンガス（特定フロン、代替フロン）の回収、適正処理などの対策を進めましょう。 ・製品等が流通、消費、廃棄等で環境に与える影響について評価を行い、環境負荷の低減、省資源・省エネルギー、リサイクル等に努めましょう。 ・事業に伴う環境への負荷を評価し、環境負荷低減のための取り組みを進めましょう。 ・雨水利用システム等の水循環システムの導入に努めましょう。 ・施設内での節水や回収水、雨水の利用に努めましょう。 ・焼却施設等においては、焼却の際に発生する熱エネルギーの利活用を努めましょう。

4章 環境の保全と創造の施策の展開

基本方針	施策の方向性	市の主な取り組み	主な配慮すべき行動	
			市民	事業者
5. 環境にやさしい産業の創出	K. 環境保全型産業の展開による高付加価値化の推進	ア. 環境に配慮した農産物づくり イ. 環境保全をテーマとした生産者と消費者の顔の見える関係づくり ウ. 耕蓄連携の支援による循環型農業形成の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・フードマイレージを小さくするため、安全な地元農産物を積極的に購入し、地産地消の推進に努めましょう。 ・農業体験などへの参加に努め、農業と安全な食についての理解を深めましょう。 ・森林、林業に対する理解を深め、地元産材製品を積極的に利用しましょう。 ・化学肥料や農薬に対する正しい知識を理解し、環境にやさしい農業の良さを他の人にも広めていきましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬や化学肥料等の使用削減や適正使用、堆肥の利用などについて、GAP手法を導入し、環境保全型農業に努めましょう。 ・有機農業を推進し、農業生産に由来する環境負荷の低減に努めましょう。 ・店舗で、地元の安全な農産物を積極的に取り扱い、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを行いましょ。 ・無農薬、減農薬栽培や有機栽培に積極的に取り組みましょう。 ・農産物のトレーサビリティを確保し、消費者の安全・安心の確保に努めましょう。 ・地元から出る畜産糞尿由来の堆肥を積極的に利用しましょう。
	L. 産学官連携の構築	ア. 産学官連携の推進及び支援 イ. エコタウンプラン等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連産業への関心を高めましょう。 ・市や事業者、NPO、市民団体等が主催する環境に係るイベント等へ参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連産業のネットワークづくり、共同研究等に参加しましょう。 ・異業種交流を積極的に進めましょう。 ・環境問題に係る事業者の社会的責任を認識し、自らの行動をもって模範を示すよう努めましょう。 ・環境への負荷のより少ない事業の実施・運営に配慮するようにし、環境管理・監査システムの導入に努めましょう。 ・関連企業等に、環境保全の必要性を呼びかけるよう努めましょう。 ・環境保全に対して、組織的・計画的な取り組みを進めるために、事業所内に環境の担当組織を設置するよう努めましょう。 ・環境に関連する情報を市民に提供するよう努めましょう。 ・廃棄物の減量及び適正処理を図るため、製品の再使用、回収や再生利用、適正処理などを考慮した生産～回収・処理システムの構築に努めましょう。
6. エコツーリズムを活かした広域的なパートナーシップの形成	M. 環境と関わりのある地域資源の掘り起こしと、周辺観光地や市外の環境活動団体との連携による交流の拡大	ア. 田園観光都市の創造 イ. 快適な観光資源の拡充 ウ. 観光情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・自然やそれを守り育ててきた人々の努力に対する理解を深め、地域の資源の魅力を再認識しましょう。 ・地域の魅力を市内外へ積極的に発信するとともに、周辺地域との交流を深めましょう。 ・来訪者の受け入れに積極的に協力しましょう。 ・地域資源の発掘に積極的に協力しましょう。 ・地域で行われるイベント等に積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の受け入れの支援、協力をしましょう。 ・遊休農地などを活用し、自然を通じた交流の場の提供を図りましょう。 ・地域で行われるイベント等に積極的に参加、協力しましょう。
	N. 自然環境の豊かさを共有できる都市圏との交流の推進	ア. 農林業・農村体験の充実 イ. 新規居住者の確保支援 ウ. 地域資源の活用支援 エ. 地域で行われるイベントや取り組みの支援 オ. コミュニティや団体の連携構築	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者に自然についての正しい知識、望ましい行動を伝えることによって、自然を通じた交流を深めるよう努めましょう。 ・来訪者の受け入れに積極的に協力しましょう。 ・地域のイベントや取り組みに積極的に参加し、コミュニティの交流を深めましょう。 ・空き家情報などを積極的に提供しましょう。 ・地域資源の発掘に積極的に協力しましょう。 ・都市住民などとの交流会に積極的に参加しましょう。 ・市や事業者、NPO、市民団体等が主催する環境に係るイベント等へ参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者に対して、農林業の営みと自然環境の保全についての正しい知識を伝え、交流を深めるよう努めましょう。 ・地域のイベントや取り組みに積極的に参加し、コミュニティの交流を深めましょう。 ・来訪者の受け入れの支援、協力をしましょう。 ・農林業、農村体験機会の提供に積極的に協力しましょう。 ・地域で行われるイベント等に積極的に参加、協力しましょう。

基本方針	施策の方向性	行政の主な取り組み	主な配慮すべき行動	
			市民	事業者
7. 地球的規模の環境保全への積極的な参画	○. 総合的な環境情報の発信	ア. 国際交流による情報の共有化 イ. 気候変動に関わる地域環境情報の収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境問題に関心を持ちましょう。 気候変動により生じるさまざまな変化を身近な環境問題として考えながら生活しましょう。 地域での環境の変化などの情報を積極的に収集しましょう。 市などが主催する環境学習に積極的に参加し、環境との関わりについて理解を深めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に係わる国際協力を進めましょう。 事業者の有している環境に関する専門知識を市民に情報提供しましょう。
	Ｐ. 生活環境との繋がりへの理解促進	ア. 市民・事業者及び滞在者の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活において自分の行為が地球環境にどのような影響を与えているか考えましょう。 市などが主催する環境学習に積極的に参加し、環境との関わりについて理解を深めましょう。 市や事業者、NPO、市民団体等が主催する環境に係るイベント等へ参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 製品等が流通、消費、廃棄等で環境に与える影響について評価を行い、環境負荷の低減、省資源・省エネルギー、リサイクル等に努めましょう。 事業活動に伴う環境への負荷を評価し、環境負荷低減のための取り組みを進めましょう。 環境問題に係る事業者の社会的責任を認識し、自らの行動をもって模範を示すよう努めましょう。
8. コミュニティを核とした推進体制づくり	Ｑ. 環境意識の高い栗原型コミュニティづくりの推進	ア. 自治組織における地域環境計画の仕組みづくりと策定支援 イ. 流域圏意識をもったコミュニティづくりの推進 ウ. 家庭や学校における環境率先行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の活動に積極的に参加しましょう。 地域の清掃活動や美化活動、美しい景観づくりに積極的に参加しましょう。 地域の行事や催し物に積極的に参加しましょう。 環境家計簿を使って、日常生活における環境負荷について考えてみましょう。 地域（自治会等）で環境について話し合ったり、環境に関するイベントを開催するなど、地域で環境問題に取り組む機会や場を作るよう心がけましょう。 地域（自治会等）で地域の環境保全のための計画をつくり、地域環境の保全等に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の環境保全活動等に積極的に参加・協力しましょう。 環境に関連する情報を市民に提供するよう努めましょう。
	Ｒ. 市民参加の促進と環境に関わる市民活動団体とのパートナーシップの構築	ア. 環境に関わる市民活動団体の活動及び広報支援 イ. 人材・組織の育成 ウ. 環境に関わる市民活動団体と自治組織とのパートナーシップ形成の支援	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関わる市民活動に積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護や環境保全のための様々な活動を支援しましょう。 環境保全活動に従業員が参加しやすい体制づくりを進めましょう。 地域における環境保全活動への積極的な参加、協力を努めましょう。 環境保護団体等への支援を行いましょう。 白色トレイや牛乳パックなどの回収拠点を店舗等へ設置しましょう。

3. 重点施策

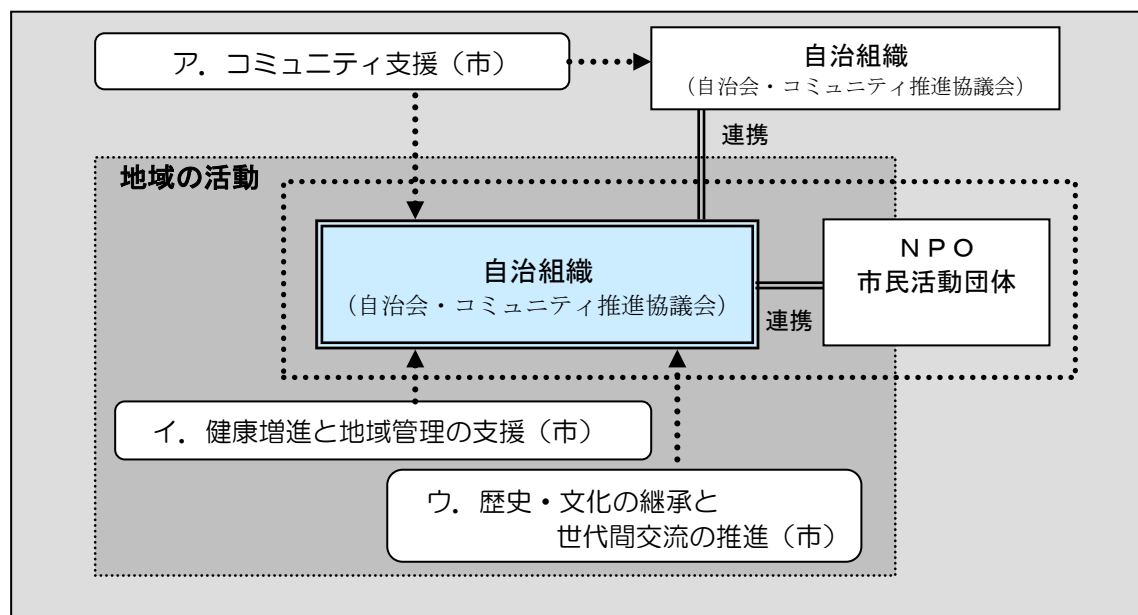
栗原市の目指す将来像【人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造】を実現するため、本章で体系的に示してきた行政の施策の中で特に力を入れて取り組んでいく行政施策として、「地域コミュニティ」、「農業とエコツーリズム」、「各主体別のエコライフ」の3つのテーマに着目し、行政施策の主な取り組みを複合的に組み合わせ「重点施策」と位置付け、優先的に取り組んでいきます。

なお、重点施策の実施にあたっては、市と市民、事業者との協働で取り組んでいきます。

(1) 地域コミュニティづくり

様々な環境問題に取り組んでいくためには、住民一人ひとりが地域へ目を向け、関心を持つとともに、住民同士の協力体制の強化が必要となります。

また、健康増進や歴史・文化の継承、世代間交流を通して、地域の自然の大切さや環境問題を再確認し、市民同士がつながりを深め、環境保全活動に自主的、積極的に取り組むことや他の自治組織や市民活動団体等との連携が求められます。



ア. コミュニティ支援

自治会やコミュニティ推進協議会における地域別行動計画の策定にあたって、相談の受付や助言などの支援をします。

また、流域圏内の自治組織間の交流の活性化やコミュニティの形成、市民活動団体とのパートナーシップの形成を支援します。

主な取り組み	担当課
自治組織における地域別行動計画の仕組みづくりと策定支援	市民課、環境課
流域圏意識をもったコミュニティづくりの推進	市民課、環境課
環境に関わる市民活動団体と自治組織とのパートナーシップ形成の支援	市民課

イ. 健康増進と地域管理の支援

自治組織を中心とした健康づくり事業として、ウォーキングなどの身体活動を推進しながら、自然環境への関心を高めるよう支援します。例えば「歩け歩け運動」の推進に努めることは、車利用による温室効果ガス排出の削減につながり、不法投棄や危険な場所の巡回パトロールにもなります。

主な取り組み	担当課
自然体験プログラムの充実	環境課、健康推進課、農林振興課、商工観光課、社会教育課
廃棄物の不法投棄及び不適正処理防止対策の推進	環境課

ウ. 歴史・文化の継承と世代間交流の推進

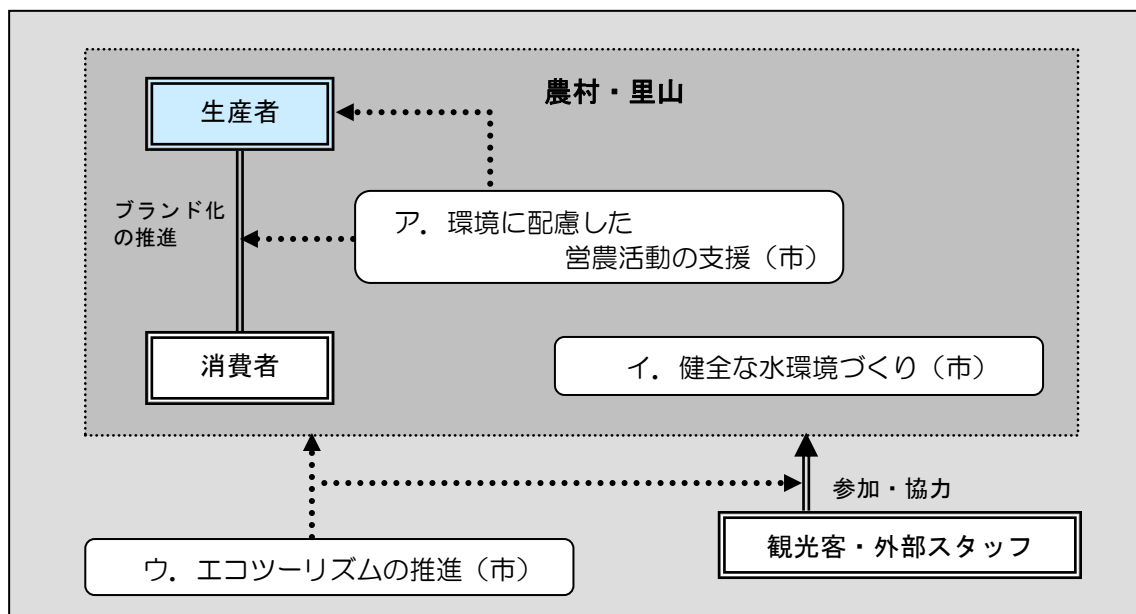
地域の歴史・文化やその継承活動に取り組んでいる人、長く地域に暮らしているお年寄りなど、地域の資源や貴重な人材を活用し、自然と生活との関わりや歴史・文化を学ぶ機会を創出するとともに、世代間の交流を推進します。

主な取り組み	担当課
歴史や文化を学習する機会の充実	田園観光都市室、社会教育課、文化財保護課
歴史や文化の継承支援	社会教育課、文化財保護課
先人の知恵や地域の食文化の継承と世代間交流の場の提供	健康推進課、田園観光都市室、社会教育課

(2) 農地・水環境の保全とエコツーリズム

栗原の水田や畑がつくりだす里山や田園風景は、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより遊休農地や荒廃農地が拡大し、かつての美しさが失われつつあります。また、こうした現状や処理が不十分な農業排水や生活排水が、野生生物の生態系や河川などの環境に与える影響が懸念されています。

このため、遊休農地の管理や排水の適正処理を促進するとともに、無農薬や低農薬農業の推進による地域ブランドの育成、農業体験や農村体験などのエコツーリズムの推進により、里山や農村の環境を保全していくことが望まれています。



ア. 環境に配慮した営農活動の支援

農地・水・環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払交付金交付事業等を活用し、地域での営農活動を支援するとともに、遊休農地の管理の強化を推進します。

また、無農薬、低農薬農業を推進し、冬水たんぼでとれた特別栽培米をはじめとする地域ブランドや栗原ブランドの育成と安全・安心な農産物づくりを推進します。

主な取り組み	担当課
環境保全に向けた営農活動支援	農業政策推進室、農林振興課、農業委員会
中山間地域での営農活動支援	農林振興課
環境に配慮した農産物づくり	農林振興課、畜産園芸課
環境保全をテーマとした生産者と消費者の顔の見える関係づくり	市民課、農林振興課

イ. 健全な水環境づくり

水道未普及地域の普及促進や老朽配水管の更新などによる安定した生活用水の供給と、公共下水道や農業集落排水の整備、戸別浄化槽の設置などによる生活排水の適切な処理を推進し、健全な水環境づくりに努めます。

また、河川敷など水辺環境の美化活動や堤防の刈払いなど、地域住民との協働による水辺環境の管理を推進し、水と親しむ環境の形成を推進します。

主な取り組み	担当課
安定した生活用水の供給	水道課
生活排水の適切な処理	下水道課
清らかな水環境の保全	環境課、農林振興課、建設課・警防課
水と親しむ地域の形成	環境課、農村整備課、商工観光課、都市計画課

ウ. エコツーリズムの推進

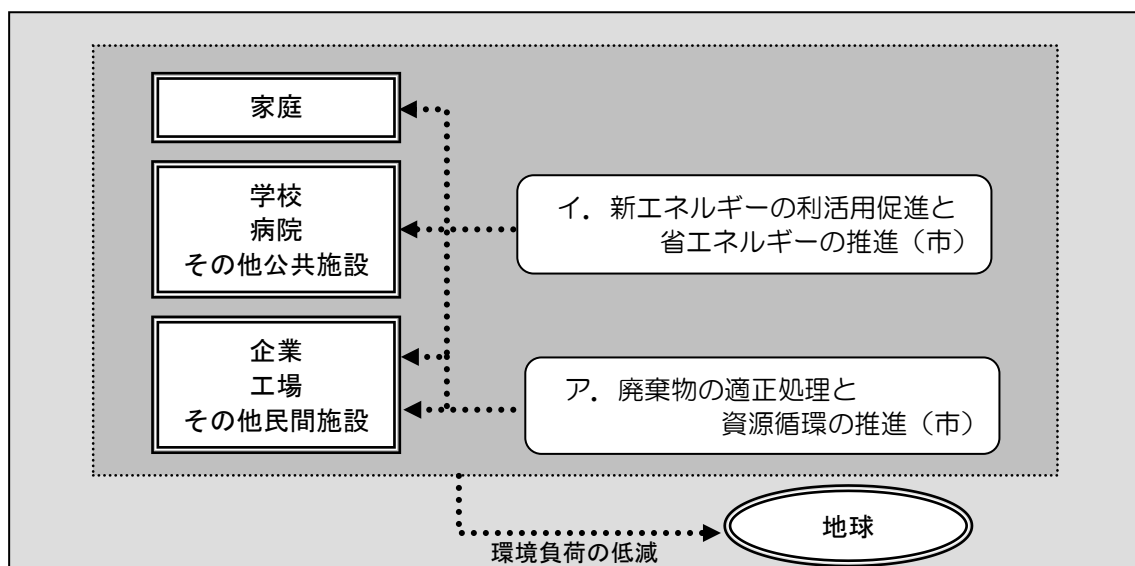
遊休農地等を活用した農業体験や農家に宿泊する農村体験、林業体験などのプログラムを充実させ、観光業と連携した都市圏との交流の活性化と農林業における担い手の育成を進めます。

また、野外生活体験や自然観察会、炭づくりや木工教室などの自然体験プログラムの充実を図ります。

主な取り組み	担当課
自然体験プログラムの充実	環境課、健康推進課、農林振興課、商工観光課、社会教育課
田園観光都市の創造	田園観光都市室
農林業・農村体験の充実	農林振興課

(3) エコライフの推進

限りある資源を有効に活用し、循環型の社会を構築するとともに、環境に影響を与えないエネルギーの利用が地球全体に求められています。栗原市でも様々なリサイクル事業に取り組むとともに、市民一人ひとりが日常の中で、エネルギーを大切に使う生活を進めていくことが求められています。



ア. 廃棄物の適正処理と資源循環の推進

エコタウンプランを推進し、廃棄物のリサイクルシステムの構築を促進します。

また、浄水場や処理場等から発生する汚泥の肥料化やセメントの材料としての再資源化、建設発生土やコンクリートなどの建設廃材の再資源化を推進します。

さらに、廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止対策として、事業者に対する指導や監視システムの構築を図ります。

主な取り組み	担当課
資源循環システムの構築	管財課、環境課、農林振興課、商工観光課、建設課、水道課、下水道課
市民の環境意識の向上	環境課
廃棄物の不法投棄及び不適正処理防止対策の推進	環境課

イ. 新エネルギーの利活用促進と省エネルギーの推進

バイオマス等未活用エネルギー事業の調査、廃食用油の燃料としての再利用化など、新エネルギーの利活用を促進します。

また、地球温暖化対策推進実行計画の策定や学校での省エネルギー行動や環境保全を視点とした取り組みを進めるとともに、家庭内でのエコライフの推進と環境家計簿の普及を図り、資源循環型社会の構築及び地球温暖化の抑制に努めます。

主な取り組み	担当課
新エネルギーの利活用	管財課、企画課、環境課、畜産園芸課
省エネルギーの推進	管財課、環境課
地球温暖化防止対策の推進	環境課
家庭や学校における環境率先行動の推進	環境課、学校教育課

